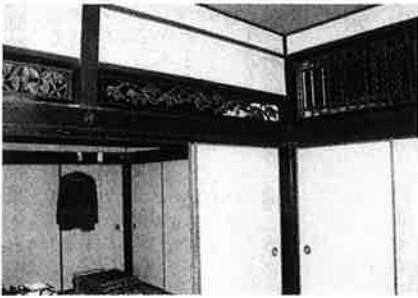


鶴見中越浦旧庄屋安倍家

安倍弥五郎氏提供

江戸後期に中越浦庄屋を勤めた安倍家は、網船を持つ網方であり、また十二反帆の本船「八幡丸」を所有して大坂・瀬戸内方面への廻船業も営んでいたという。所蔵文書類は現在、大分県立先哲史料館の記録史料「中越浦安倍家文書」として収録されている。今回は手元に残さず、捨てられた文書数枚を拝見した。



一、惣庄屋吉野半太夫の借用証

【本文】

一札

一金五（印）兩

但利足

此書入塩屋村内中芳嶋畑四畝

右者無、よんどころなく據入用二付、書面之通、借用致候処、実正也。

然者返済之義者、しからは兩三年之内、拙者所持之田畑

賣拂候上、うりばらひ元利共無、とどまりなく滞、きつと急度返済可申候。

よつてごじつのため依、為後日一札如件。

嘉永四亥年十二月

吉野半太夫（印）

中越浦庄屋／弥五郎殿

【解説】

右は嘉永四年（一八五二）十二月、城下の惣庄屋吉野半太夫が中越浦庄屋弥五郎に宛てた借用書で、塩屋村中芳島の畑を担保に、二〜三年のうちに田畑を売り払って返済することを約している。しかし借用証の残っているところを見ると全額の返済はできなかったようだ。吉野屋敷の土蔵を差し押さえ移築して浜の納屋に使っていたという。その納屋も土砂崩れに遭って建て替えられたが、古材と鬼瓦が保管されていた（次ページ写真）。

一札

一巻

佐伯

本巻八巻の巻目

右巻は八巻の巻目
御返付は八巻の巻目
御返付は八巻の巻目
御返付は八巻の巻目
御返付は八巻の巻目

吉野半太夫

吉野半太夫

吉野半太夫



右、吉野半太夫の借用書

上、鬼瓦

吉野半太夫の「半」の文字が刻まれている。

二、八幡丸売買仕切書

①【本文】

賣仕切之覚

一 佐伯取粕百拾壹俵

貫ノ千七百三拾九貫八百目ノ拾六貫目割

此俵百八俵七三七尺ノ三圓六拾八錢七厘五毛御手前

代金四百圓九拾六錢ノ九リ五毛ノ引三圓 式拾六俵直引

一 同 落物 四俵

貫ノ六拾貳貫六百目ノ拾六貫目割

此俵 三俵九壹式尺ノ三圓拾壹錢御手前

代金拾貳圓拾六錢ノ七厘八毛

差引金四百拾圓拾三錢ノ七厘五毛

右之通賣捌代價ニ相渡ノ囊無もの相濟申候 以上

明治八年ノ乙亥二月十日

八幡丸弥吉殿

萬古屋甚兵衛ノ問屋店(印)

【解説】

明治八年(一八七五)八幡丸は佐伯取粕(ほしか)百

十一俵余りを積んで備後鞆津の廻船問屋満古屋で売りさばき、差引の代価は四百十円余であった。

②【本文】

買仕切

(印紙押判)

一塩二ツ切三百俵 / 壹俵二付拾九錢式厘かへ

代金 五拾七圓六拾錢

一白米三俵 三五入 / 麦壹石五升 / 六錢七厘かへ

代金 七圓七拾三錢五厘

一麦 三俵 三五入 / 麦壹石五升 / 六錢式りかへ

代金六圓五拾壹錢

三口 / 惣ノ金七拾壹円拾四錢五厘 / 此内金四拾圓請取 /

残金三拾壹円 / 拾四錢五厘 不足

右之通所々相改積入申候。 / 則代金不足残金之□□□

近取かへ置、利足月壹分半定 / 前記之通り如件。

明治廿三年十二月廿九日

備後壹濱 / 筒井宮太郎 (印)

佐伯中越浦

八幡丸安部弥太郎殿 / 代人弥三郎殿

売仕切書と買仕切書



【解説】

明治二十三年（一八九〇）十二月廿九日、八幡丸は備後志浜の問屋・筒井宮太郎方で塩三百俵・白米三俵・麦三俵を買い込んだ。代金七十一円のうち四十円を払い、不足分の残金三十一円は利息月一分半の附けにしている。



銀盃に描かれた「八幡丸」

Handwritten entries in cursive Japanese (kuzushiji) on a horizontal strip, likely a ledger or receipt. The text includes names and amounts, such as '尾崎' (Ozaki) and '二百九十円' (290 yen).

Another set of handwritten entries in cursive Japanese, continuing the ledger or receipt. It includes names like '尾崎' (Ozaki) and '二百九十円' (290 yen), and a signature '松屋幸七' (Matsuya Yukichiro).

③ 戌年（年不詳）の売仕切書で、播州〇浦の松屋幸七方に鯛目刺鯖鱈・あじ目刺・うるめ・白鰯大めざし・樽鰯・鰯などを代金三百九十円で売り払ったものである。